$\bigcirc$ 総務 省 合第

号

電 波 法 昭 和 + 五. 年 法律 百 号)  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 づ き、 登 録 検 査 等 事 業者 等 規 則  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す

る 省 令 を 次  $\mathcal{O}$ ように 定 8 る。

成 年 月 日

平

総務大臣 野 田 聖 子

登 録 検 査 等 事 業 者 等 規 則  $\mathcal{O}$ \_ 部 を 改 正 する省 令

登 録 検 査 等 事 業者 等 規 則 亚 成 九 年 郵 政 省 令第七十六号) を付した部分をこれに順次対応する改正後欄 の 一 部を次のように改正 す る。

規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 8) る。

次

 $\mathcal{O}$ 

表

に

ょ

り

改

正

前

欄

に

掲

げ

る

規

定

 $\mathcal{O}$ 

傍

線

に

掲

げる

別表第七号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目(第十九条第一項関係) 別表第五号 登録検査等事業者(点検の事業のみを行う者を除く。 第三 無線設備 第三 無線設備 六条第一項関係) 局 舶 船 略 [第一・第二 略] 局舶船 [第一・第二 略] 注 1 · 2 注1~3 略 [略] [一・一の二 略] 三略 [一・一の二 略] 電波的特性の点検 電波的特性の検査 略 無線局の種別及び無線設備名 交換装置 船舶自動識別装置、簡易型船舶 無線局の種別及び無線設備名 自動識別装置及びVHFデータ 船舶自動識別装置、簡易型船舶 自動識別装置及ひVHFデータ 略 略 略 略 略 改 三 三 兀 点検の項目 兀 検査の項目 略 略 略 略 略 正 周波数 占有周波数帯幅 周波数 占有周波数帯幅 空中線電力 識別信号 空中線電力 識別信号 後 )が行う検査の実施項目(第十 備考 備考 略 略 略 略 略 別表第七号 [同上] 別表第五号 [第一・第二 同上] 第三 無線設備 第三 無線設備 局 舶 船 上 同 [第一・第二 同上] 局 舶 船 [注1~3 同上] [注1·2 同上] 同上 同上 三同上 □・一の二 同上 [一・一の二 同上] 三同上 電波的特性の点検 電波的特性の検査 無線局の種別及び無線設備名 無線局の種別及び無線設備名 舶自動識別装置 船舶自動識別装置及び簡易型船 船自動識別装置 船舶自動識別装置及び簡易型船 同上 同上 [同上] 同上 改 点検の項目 検査の項目 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 正 前 備考 備考 [同上] 同上」 同上 同上 同上